

報告第31号～第39号

令和元年 1 1 月 2 5 日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市

報 告 目 次

報告第 31 号	専決処分の報告について	1
報告第 32 号	専決処分の報告について	4
報告第 33 号	専決処分の報告について	7
報告第 34 号	専決処分の報告について	10
報告第 35 号	専決処分の報告について	12
報告第 36 号	専決処分の報告について	14
報告第 37 号	専決処分の報告について	16
報告第 38 号	専決処分の報告について	18
報告第 39 号	専決処分の報告について	21

報告第 3 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 1 1 月 2 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分手項

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起

専 決 処 分 書

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年１０月２４日

鈴鹿市長 末 松 則 子

１ 被告となるべき者

- (１) [REDACTED]
[REDACTED]
- (２) [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
- (３) [REDACTED]
[REDACTED]

２ 請求の趣旨

- (１) 被告は、原告に対し、物件目録記載の建物を明け渡せ。
 - (２) 被告は、原告に対し、金５８６，５００円並びに①令和元年７月３日から本判決言渡日まで１か月金３７，２００円の割合による金員、②本判決言渡日の翌日から本判決確定の日まで１か月金３７，２００円の割合による金員及び③本判決確定の日の翌日から本件建物明渡済みまで１か月金７４，４００円の割合による金員を支払え。
 - (３) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決及び仮執行宣言を求める。

３ 物件目録

[REDACTED]

4 訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町 6 番 1 1 号 サムティ四日市ビル 7 階

みなと総合法律事務所

弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁

報告第 3 2 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 1 1 月 2 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

鈴鹿市長 末松 則子

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

- (1) 被告は、原告に対し、物件目録記載の建物を明け渡せ。
- (2) 被告は、原告に対し、金 115,910 円並びに①令和元年 7 月 10 日から本判決言渡日まで 1 か月金 15,900 円の割合による金員、②本判決言渡日の翌日から本判決確定の日まで 1 か月金 35,900 円の割合による金員及び③本判決確定の日の翌日から本件建物明渡済みまで 1 か月金 71,800 円の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決及び仮執行宣言を求める。

[REDACTED]

[REDACTED]

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町 6 番 1 1 号 サムティ四日市ビル 7 階

みなと総合法律事務所

弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁

報告第 33 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 11 月 25 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起

專 決 處 分 書

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年10月24日

鈴鹿市長 末松 則子

1 被告となるべき者

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

2 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、物件目録記載の建物を明け渡せ。
- (2) 被告は、原告に対し、金208,410円並びに①令和元年9月5日から本判決言渡日まで1か月金12,100円の割合による金員、②本判決言渡日の翌日から本判決確定の日まで1か月金30,800円の割合による金員及び③本判決確定の日の翌日から本件建物明渡済みまで1か月金61,600円の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決及び仮執行宣言を求める。

3 物件目録

4 訴訟遂行の方針

次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町 6 番 1 1 号 サムティ四日市ビル 7 階

みなと総合法律事務所

弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁

報告第 3 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 1 1 月 2 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

工事請負契約の変更

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年10月31日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 AGF鈴鹿体育館大規模改修工事
- 2 変更後の契約金額 822,022,660円
(変更前の契約金額 816,492,960円)

報告第 35 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 11 月 25 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

工事請負契約の変更

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年10月31日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 AGF鈴鹿体育館大規模改修電気設備工事
- 2 変更後の契約金額 242,997,160円
(変更前の契約金額 236,144,160円)

報告第 36 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 11 月 25 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

工事請負契約の変更

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年10月31日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 AGF鈴鹿体育館大規模改修機械設備工事
- 2 変更後の契約金額 312,419,040円
(変更前の契約金額 306,426,240円)

報告第 37 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 11 月 25 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

工事請負契約の変更

専 決 処 分 書

工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月1日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 工 事 名 牧田公民館・牧田地区市民センター建築工事
- 2 変更後の契約金額 161,103,000円
(変更前の契約金額 158,760,000円)

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 11 月 25 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起

専 決 処 分 書

市営住宅の滞納家賃等の支払及び明渡しの請求に係る訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月8日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 被告となるべき者

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

2 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、物件目録記載の建物を明け渡せ。
 - (2) 被告は、原告に対し、金153,010円並びに①令和元年9月5日から本判決言渡日まで1か月金15,100円の割合による金員、②本判決言渡日の翌日から本判決確定の日まで1か月金37,100円の割合による金員及び③本判決確定の日の翌日から本件建物明渡済みまで1か月金74,200円の割合による金員を支払え。
 - (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。
- との判決及び仮執行宣言を求める。

3 物件目録

[REDACTED]
[REDACTED]

4 訴訟遂行の方針

(1) 次の者を訴訟代理人と定める。

四日市市浜田町6番11号 サムティ四日市ビル7階

みなと総合法律事務所

弁護士 杉岡 治

弁護士 森川 仁

(2) 月2万円以上の分割払の申出があった場合には、明渡しの請求等を取り下げ、放棄し、訴訟上の和解を可能なものとする。

報告第 39 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので，同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 11 月 25 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年11月8日

鈴鹿市長 末 松 則 子

法律上市の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

1 損害賠償の額

22,940円

2 和解の相手方

四日市市大字日永字岡山4917

三重県立四日市南高等学校

校長 加藤 幸弘

3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和元年9月5日、集中豪雨により鈴鹿市民会館屋上の排水口が詰まり、館内に雨水が流入したことで、文化祭の準備のためにサイドステージに置かれていた相手方所有の照明器具2基が水没したもの